

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第1 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正

1 題名の改正

題名を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律」に改める。
(題名関係)

2 定義の改正

- (1) 地球から発射するロケットであって、地球を回る軌道等に達する推力を有するものを「宇宙ロケット」と定義する。(第二条第二号関係)
- (2) 「人工衛星等」の定義を改め、人工衛星及び人工衛星以外の地球を回る軌道等に投入・配置する人工の物体とする。(第二条第四号関係)
- (3) 「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」と改め、宇宙ロケットを地球を回る軌道等に投入等すること等と定義する。(第二条第六号関係)
- (4) 人工衛星のうち、位置等を制御することができるものを「特定人工衛星」と定義する。(第二条第七号関係)
- (5) 人工衛星等であって宇宙ロケットに搭載する前のものを「搭載前人工衛星等」と定義する。(第二条第八号関係)

3 人工衛星等の打上げに係る許可制度の拡充

- (1) 人工衛星等の打上げに係る許可を宇宙ロケットの打上げに係る許可に改めるとともに、許可基準も宇宙ロケットの許可基準に改める。(第四条、第六条関係)
- (2) 打上げ実施者は、宇宙ロケットに(1)の許可を受けた人工衛星等以外の人工衛星等を搭載してはならないこととする。(第八条第三項関係)
- (3) 損害賠償担保措置を講ずべき義務の対象を、人工衛星等の打上げから宇宙ロケットの打上げに改めることとする。(第九条関係)

4 搭載前人工衛星等の適合認定制度の創設

搭載前人工衛星等の構造が宇宙空間の有害な汚染等を防止する等のための基準に適合していることを認定する制度を創設する。(第十八条の二～第十八条の四関係)

5 ロケット落下等損害の賠償制度の拡充

ロケット落下等損害の賠償に関する制度について、損害を賠償する責任を負う者を宇宙ロケットの打上げを行う者に拡充する等、所要の規定の整備を行う。(第五章関係)

6 人工衛星落下等損害の賠償制度の拡充

特定人工衛星以外の人工衛星等の宇宙ロケットへの搭載を委託する者等に対して、人工衛星等落下等損害の賠償に係る無過失責任を課すこととする。(第五十三条第二項関係)

7 罰則

罰則について所要の規定の整備を行う。

8 その他

その他所要の改正を行う。

第2 宇宙基本法の一部改正

- 1 宇宙開発利用に関する基本的施策の対象の追加
宇宙開発利用に関する基本的施策として、宇宙開発利用に係るロケットの開発等に
必要な機器、技術等の研究開発の推進等を追加する。(第十五条関係)
- 2 その他
その他所要の改正を行う。

第3 内閣府設置法の一部改正

- 1 宇宙政策委員会の所掌事務の改正
宇宙政策委員会の調査審議の対象を、宇宙ロケットの打上げの安全の確保に関する
重要事項に拡充する。(第三十八条第一項第二号関係)
- 2 その他
その他所要の改正を行う。

第4 附則

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政
令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
- 2 所要の経過措置を定める。(附則第二条～第四条関係)
- 3 この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。(附則第五条関係)
- 4 関係法律について所要の改正を行う。(附則第六条関係)